

## 西宮市立学校園ガス供給業務 仕様書

本仕様書は、西宮市立学校園（以下「施設」という。）で使用するガスの供給について定めたものである。

### 1 供給対象

- (1) 対象施設 別紙1のとおり
- (2) 供給場所 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 別紙1のとおり

### 2 ガス設備の概要

- (1) ガスの種類 都市ガス13A
- (2) 供給熱量 一般ガス事業者が定める一般ガス供給約款による
- (3) 供給圧力 低圧
- (4) 対象メーター 別紙1のとおり

### 3 予定使用ガス量

別紙1のとおり

### 4 供給期間

令和7年4月の定例検針日翌日から令和8年4月の定例検針日までとする。

### 5 供給期間中の各月のガス使用計画

別紙2のとおり

### 6 保安

ガス供給者は、ガス消費機器について保安責任を負うものとする。

### 7 ガス工作物の財産分界点

保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとする。

### 8 供給の方法

対象施設で使用するガスを需要に応じて全量供給するものとする。

### 9 検針日及び計量

計量は、毎月1回一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針を行うものとする。なお、使用ガス量の単位は、1 m<sup>3</sup>とし、その端数は、小数第1位で四捨五入する。

## 10 料金体系

料金制度は、基本料金とガス量料金に基づく二部料金制、基本料金、流量基本料金及びガス量料金に基づく三部料金制度など、ガス供給会社毎に設定することができる。

## 11 料金の計算

入札時の輸送（託送）料金は、一般ガス導管事業者の令和6年11月時点での託送供給約款（以下、「託送約款」という）を適用する。なお、一般ガス導管事業者の託送約款が改訂され、託送供給料金に変更になった場合における輸送（託送）料金は、変更後の一般ガス導管事業者の託送約款に定める託送供給料金によるものとする。

## 12 支払方法

ガス供給会社は検針後速やかに前月分のガス料金の支払いを請求するものとし、当該請求書が適法であると認められるときは、請求を受けた日から30日以内にそのガス料金を支払うこととする。

請求の際は、各施設の請求額を校種別にまとめて記載し、契約書と同じ印を押印した紙媒体の請求書（原本）と、施設単位の内訳（使用量・種別・料金等）を校種別にまとめて記載した内訳明細書の電子データを西宮市教育委員会学校管理課あてに提出するものとする。

## 13 ガスの安定供給

(1) ガス供給会社はガスの安定供給を図ること。ただし、以下の場合、ガスの供給を中止し、又はガスの使用を制限し、若しくは中止の申し出が出来る。

ア ガスの需給上やむを得ない場合

イ ガス供給会社のガス工作物に故障が生じ、又は、故障が生じるおそれがある場合

ウ ガス供給会社のガス工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合

エ 非常変災の場合

オ その他保安上必要がある場合

(2) 一般ガス導管事業者のガス配管を使用してガス託送により供給している場合は、(1)アからオに関しては、一般ガス導管事業者との託送供給契約で安定供給を図ること。ただし、一般ガス導管事業者の都合でガスの供給中止又は制限が生じる場合は、この限りでない。

## 14 ガスの供給を中止又は制限した時の料金割引

ガス供給会社の約款等によるものとする。

## 15 報告書類等

ガス供給会社は、施設別に使用ガス量を毎月報告すること。

## 16 その他

- (1) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、本市が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこと。
- (2) 契約期間中における予定使用ガスを契約年間使用量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。
- (3) 契約期間中における予定使用ガスを契約年間使用量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定水準を超えた場合でも違約金等の請求を行わないこと。
- (4) 料金その他を計算する場合の端数処理は次のとおりとする。
  - ア 合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
  - イ 消費税及び地方消費税相当額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (5) 本仕様書に定めのない事項は、受注者の定める約款や供給条件等に従うほか、発注者・受注者間の協議により定める。

## 17 添付資料について

- 別紙1 西宮市立学校園設備概要一覧表
- 別紙2 西宮市立学校園ガス使用計画表
- 別紙3 西宮市立学校園ガス使用量実績（令和5年度）

以上